

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（株式会社東海交通事業の社名変更に伴う改正）

現行					改正				
別表（別冊） （前略） (307)の3 <u>株式会社東海交通事業城北線</u> 規則別表					別表（別冊） （前略） (307)の3 <u>株式会社J R 東海交通事業線</u> 規則別表				
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項
<u>株式会社東海 交通事業 城北線</u>		東海道本線 枇杷島 中央本線 勝川	片、往、勤定、学定、団 同		<u>株式会社J R 東海交通事業 線</u>		東海道本線 枇杷島 中央本線 勝川	片、往、勤定、学定、団 同	
(注) <u>株式会社東海交通事業城北線</u> の各駅では発売しない。 (以下略)					(注) <u>株式会社J R 東海交通事業線</u> の各駅では発売しない。 (以下略)				

附則

この通達は、令和6年10月1日から施行する。